

災害事例

SAIGAI JIREI

作業道直下の斜面でヒノキを伐倒したところかかり木となり、強風によりかかり木が外れて下敷きになった

災害の概要

被災者がヒノキを伐倒したところ、かかり木となったため、当該かかり木の状態を確認しようとかかり木の下に入ったところ、強い風が吹き、かかっていた木の枝が突然折れてかかり木が外れて落下して下敷きとなった。

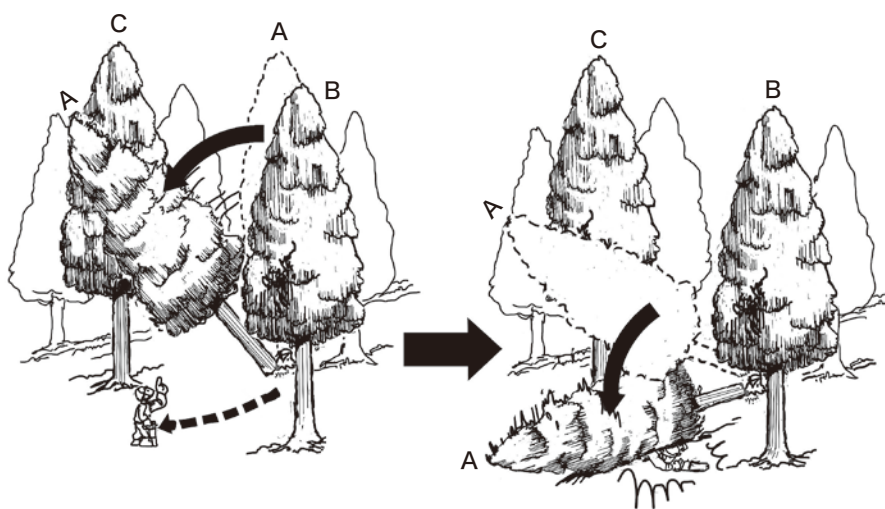
◆ 災害の発生状況 ◆

被災者が一人でチェーンソーを用いて伐倒作業を行っていた場所は、作業道直下の斜面で周辺はヒノキ立木が密集している状況であった。

被災者が伐倒しようとした立木（ヒノキA、胸高直径約35cm、樹高約20m）のやや下方には、左右それぞれ約1mの位置に同程度の大きさのヒノキBとCがあった。被災者は、伐倒木Aの伐倒予定方向をBとCの間の斜面下方とし、Aに受け口を入れ、追い口を入れたところ、伐倒方向が変わり、Cの方向へ倒れたため、Cにかかってしまった。

被災者は、木材グラップル機を使ってかかり木を外すこととして、当該機械が到着するまでの間に、かかり木の状態を確認しようとかかり木の下に入ったところ、強い風が吹き、かかっていた木の枝が突然折れてかかり木が外れて落下したため、伐根から約1mの箇所下敷きとなった。

伐倒木の伐根の状況を確認すると、ヒノキBとCの間を通すように、斜面下方に向けて、受け口・追い口が作られ、つるの幅も適正で、また、浴びせ倒しあるいは元玉切りなどの痕



跡はなかったが、伐木作業、かかり木の処理時には、強風（最大瞬間風速14.6m/s）が吹いており、その影響もあったと推定される。

◆ 災害の発生原因 ◆

- 1 強風にもかかわらず、伐木等の作業を行ったこと。
- 2 安全に退避できる場所の選定をしないまま、かかり木が落下するおそれがあったにもかかわらず、かかり木の下に立ち入り、その状態を確認しようとしたこと。
- 3 かかり木処理作業を一人で行い始めたこと。
- 4 密集していた状況の中で、かかり木処理の方法を含む作業計画を作成していなかったこと。

◆ 災害の防止対策 ◆

- 1 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、伐木、かかり木の処理作業の実施について危険が予想される場合は、作業は行わないこと。
- 2 かかり木から安全に退避できる退避場所を選定するとともに、かかり木が激突することによる危険が生じるおそれのある場所に立ち入らないこと。
- 3 かかり木の処理の作業については、速やかな処理を急ぐばかりに労働者が一人で、かかり木処理の危険な作業を行うことがないように徹底すること。

- 4 作業地の事前調査を行い、リスクアセスメントを実施するとともに、かかり木になった場合の処理方法等を含む作業計画を作成する。また、作成した作業計画に基づき作業を指揮する者を選定し、当該作業の指揮を行わせること。

注：1 悪天候とは、「強風」は10分間の平均風速が毎秒10m以上の風を、「大雨」は1回の降雨量が50mm以上の降雨を、「大雪」は1回の降雪量が25cm以上の降雪をいう。

- 2 「強風、大雨、大雪等の悪天候のため」には、当該作業地域が実際にこれらの悪天候となった場合のほか、当該地域に強風、大雨、大雪等の気象注意報または気象警報が発せられ悪天候となることが予想される場合を含む趣旨であること。

〈労働安全衛生規則〉

(悪天候時の作業禁止)

第483条 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、造林等の作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。

〈チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン〉

6 作業計画等

(1) 調査及び記録

事業者は、伐木等作業を行う場合、伐木等作業を行う範囲を対象に、チェーンソーを用いて伐木の作業を行う場合には表1(略)、チェーンソーを用いて造材の作業を行う場合には表2(略)に示す事項を含め調査し、その結果を記録すること。

(2) リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施等

伐木等作業については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)「以下「法」という。」第28条の2第1項に基づき、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(平成18年3月10日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第1号)を踏まえ、リスクアセスメントを行い、その結果に基づいて、労働安全衛生法令に規定された措置を実施するほか、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めること。

(3) 作業計画

ア 事業者は、伐木等作業を行う場合には、あらかじめ、上記(1)を踏まえ、チェーンソーを用いて伐木の作業を行う場合には表3、チェーンソーを用いて造材の作業を行う場合には表4(略)に示す事項を含む作業計画を定めること。なお、作業計画の標準的な様式は、別添1であること。

(略)

なお、上記(2)に基づく、リスクアセスメント

及びその結果に基づく措置については、上記の作業計画を定める場合にも活用できること。

イ 事業者は、上記アにより定めた作業計画に基づき伐木等作業を行うこと。

ウ (略)

表3 チェーンソーを用いて伐木の作業を行うために定める作業計画に含める事項

1	作業地の概況
	①～⑥ (略)
2	作業の方法等
	①～③ (略)
	④ かかり木処理の作業方法
3	作業の安全対策
	①～④ (略)
	⑤ その他安全対策

(別添2)

かかり木の処理の作業における安全の確保に関する事項

1 基本的な考え方

(略)

なお、かかり木の処理の作業については、速やかな処理を急ぐばかりに労働者が単独で、かかり木処理の作業における禁止事項等を行うなどの危険な作業を行うことがないように徹底することはもとより、2人以上の労働者でかかり木の処理の作業を行うことなどにより、安全に作業を行うことを優先することとする。